

指導教員等の任用についての原則

昭和 60 年 6 月 22 日
代 議 委 員 会
平成 7 年 1 月 20 日
代議委員会一部改正
平成 16 年 1 月 20 日
代議委員会一部改正
平成 24 年 3 月 1 日
教授会一部改正

連合農学研究科の指導教員等の任用については、当分の間次のことを原則とする。

I 指導教員任用の原則

- 1 指導教員は、入学時にあっては入試委員会、入学後にあっては代議委員会で選考して研究科委員会の承認を得て上申する。なお、標準修業年限内に退職予定教員を主指導教員として充てる場合は、当該学生の出願時に後任者にかかる確約書（所定書式）を提出させるものとする。
- 2 主指導教員は、学生の志望を考慮して決める。
- 3 副指導教員のうち 1 名は、主指導教員の属する農学研究科の連合農学研究科主指導教員資格者又は指導教員資格者をもって充て、他の 1 人は、主指導教員の属する農学研究科以外の連合農学研究科主指導教員資格者をもって充てる。
- 4 前項にかかわらず、連携大学院における副指導教員の選考については、連携する当該農学研究科の連合農学研究科主指導教員資格者又は指導教員資格者を副指導教員に含むことを原則とする。※
- 5 副指導教員は、主指導教員が研究指導上必要と認めた場合は、専攻を越えて充てることができる。

II 指導教員を補助する教員の任用の原則

- 1 学生 1 人について、指導教員を補助する教員（以下、「指導補助教員」という。）は、1 人とする。
- 2 主指導教員が属する修士講座に助教がいる場合は、その者を指名する。
- 3 前項の助教が得られない場合及び主指導教員が複数の学生を指導する場合は、主指導教員の属する大学の助教の中から学生の志望に関連して主指導教員が指導上特に適任と認めた者を指名することができる。
- 4 主指導教員の属する大学に、第 2 項及び前項の助教が得られない場合は、空席とする。ただし、主指導教員と日常的に接触が保たれる状態にある構成大学の助教がいる場合は、その助教の属する修士講座の了承があればその者を指名することができる。
- 5 第 2 項から第 4 項の規定にかかわらず、連合農学研究科の指導教員資格を有する助教は指導補助教員に指名することができない。また、指導補助教員として発令されている者が指導教員資格を得た場合は、指導補助教員から外れるものとする。